

資産税事務の集中化に伴う相談窓口

資産税事務におきましては、効果的かつ効率的な事務運営を実施するため、事務の集中化を実施しており、一部の税務署については資産税担当職員が配置されていません。

このため、資産税（譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価）に関する相談窓口については、下記のとおりとなりますので、ご案内いたします。

記

1 電話での相談をご希望の方

0570-00-5901（ナビダイヤル）

国税に関する一般的な相談（制度や法令等の解釈・適用についての相談や手続案内など）については、各国税局に設置する「電話相談センター」において、国税局の職員等がお答えしています。

2 来署相談をご希望の方（事前予約のご案内）

対象税務署	電話番号（ダイヤルイン）	相談窓口となる税務署
魚 津	0765-24-4933	富 山
砺 波	0763-77-1022	
七 尾	0767-78-1016	金 沢
輪 島	0768-22-8909	
松 任	076-276-2947	
大 野	0779-77-2224	福 井

来署相談は、ご持参いただく書類等をお伝えする必要があるほか、待ち時間なく相談していただけるよう、**事前予約制**としております。

対象税務署の電話番号（ダイヤルイン）へかけますと、相談窓口となる税務署の資産課税（第一）部門へ自動転送されますので、相談の事前予約をお願いします。

※ 対象税務署の相談ブースにおいて、相談窓口となる税務署の職員によるオンライン相談を行っております。